

外国人材日本語習得サポート事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

- 1 外国人材日本語習得サポート事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号)及び外国人材日本語習得サポート事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(日本語研修等の条件)

- 2 要綱第2条第3項の条件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 雇用されている外国人の社会人として必要な日本語研修のほか、キャリア形成のための研修も対象とするが、日本語研修は必須とすること。
 - (2) 全課程の研修時間が20時間以上、確保されていること。
 - (3) 雇用されている外国人の語学レベルやキャリア形成に合わせた課程が提供されていること。
 - (4) 監理団体又は登録支援機関が実施する場合は、その費用の全部または一部について企業から負担を求める研修等ではないこと。
 - (5) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと。

(補助対象経費)

- 3 補助対象経費については、次のとおりとする。
 - (1) 交付決定の日から翌年の2月末までに実施する事業を対象とする。
 - (2) 事業のうち、補助金の交付決定前に実施した部分については、補助対象外とする。
 - (3) 事業のうち、雇用している外国人から参加費等を徴収する場合、その金額については補助対象外とする。
 - (4) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
 - (5) 次に掲げる経費については、要綱第4条の表のその他知事が適当と認める経費としないものとする。

ア 補助事業者の人件費及び旅費

イ 飲食費

ウ 各種許認可の申請に要する経費

エ その他補助金を交付することが適当でないと思われる経費

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。